

# 美瑛町公園施設長寿命化計画

【概要版】

平成26年3月

北海道美瑛町 建設水道課

## － はじめに －

### 公園施設長寿命化計画策定の目的

公共施設の管理にあたっては、限られた予算の中で施設の機能保全のための大規模な修繕や更新などの維持管理を計画的に行うストックマネジメント(資産管理)の取り組みが求められます。

都市公園のストックマネジメントにおいては、遊具等利用者の安全確保を最優先するため、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識しながら、施設の機能保全とライフサイクルコスト削減を目指すこととなります。

このため、公園施設長寿命化計画は、多種多様で膨大な数の公園施設を対象に計画的な維持管理の方針を明確にして、施設ごとの管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう計画するものです。

## － 目 次 －

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 1. 都市公園の整備状況            | P. 1 |
| 2. 計画期間                 | 〃    |
| 3. 計画対象公園               | 〃    |
| ①種別別箇所数                 |      |
| ②選定理由                   |      |
| 4. 計画対象公園施設             | P. 2 |
| ①対象公園施設数                |      |
| ②これまでの維持管理状況            |      |
| ③選定理由                   |      |
| 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要 | P. 3 |
| ①管理類型                   |      |
| ②判定基準                   |      |
| ③健全度判定結果                |      |
| 6. 日常的な維持管理に関する基本方針     | P. 4 |
| ①施設の種類に応じた点検の頻度と実施体制    |      |
| ②点検方法等の基本的な方針           |      |
| 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針    | P. 5 |
| 別添「公園施設長寿命化計画調書」        |      |
| 様式1「総括表」                |      |
| 様式2「都市公園別」              |      |
| 様式3「公園施設種類別現況」          |      |
| 8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果     | P. 5 |

## 1. 都市公園の整備状況

(平成26年2月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 | 一人当り都市公園面積 |
|------------|-------------|------------|
| 20         | 22.04 ha    | 20.7㎡/人    |

※美瑛町の人口：10,671人（平成26年2月28日現在）

## 2. 計画期間

○策定年度：平成25年度（平成26年3月）

○計画期間：平成26年度～平成35年度（10箇年）

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

| 街区 | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 17 | 1  | 1  |    | 1  |    |    |     |    |    |    |     | 20 |

### ②選定理由

美瑛町の都市計画公園20箇所の内、開設から20年を超えている公園数が17箇所と全体の約8割を占めており、公園施設の老朽化が全体的に進んでいる状況にあります。

これらの公園施設について、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、全ての都市計画公園において計画的な改築や修繕、適切な管理を推進する必要があるため、20箇所すべてを長寿命化計画の対象とします。



なかよし公園（街区公園）



憩ヶ森公園（地区公園）

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

| 園路広場 | 修景施設     | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 |
|------|----------|------|------|------|------|------|
| 75   | 25       | 192  | 109  | 16   | 2    | 46   |
| 管理施設 | 災害応急対応施設 |      | その他  | 合計   |      |      |
| 176  |          |      | 2    | 643  |      |      |

#### ※施設の種類（用途）

園路広場：園路、広場、階段など

修景施設：花壇、日陰たな、噴水、水流、池、滝、築山、彫像など

休養施設：休憩所、四阿、ベンチ、野外卓など

遊戯施設：ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、複合遊具など

運動施設：野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボールコートなど

教養施設：野外劇場、記念碑など

便益施設：駐車場、便所、時計台、水飲み場、手洗い場など

管理施設：標識、照明、柵、擁壁など

その他：展望台、集会所など

### ②これまでの維持管理状況

概ね3カ月に1回の日常点検や利用者等からの情報により、破損部の修復や消耗部品の交換等、施設の修繕を実施している状況です。また、破損状況や重要度に応じて、専門技術者による定期点検を臨時的に行っています。

### ③選定理由

遊戯施設、休養施設及び運動施設は、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから、定期的な安全点検や計画的な改築、修繕等を行う必要があるため、すべての施設を選定しました。

その他の施設については、柵や照明灯など、破損により事故を引き起こす可能性があるものや、園路、広場、噴水等、定期的なメンテナンスが必要なものを選定しました。

なお、以下の項目は特に安全に支障がないことや、別途管理としていることから対象外としています。

▽植栽

▽占用施設（防火水槽、電柱など）

▽公園に固定されていない簡易施設（簡易なベンチ、樹名プレートなど）

▽目視不可能な施設（暗きよ排水管、電線管など）

▽構成素材の耐用年数が半永久的な施設（石製の修景施設など）

▽その他別途管理を行っているものなど本計画の対象としない施設

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

公園施設の健全度把握にあたっては、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に基づき、平成22年6月11日～8月30日及び平成25年11月1日～11月29日に計画検討対象施設の点検調査を実施しました。

長寿命化計画対象公園20箇所について、公園遊具現況調査（基準点検、劣化点検、危険度・健全度判定）及び遊具以外の公園施設の現況調査（現状確認、安全確認、健全度判定）を実施し、その結果を踏まえて各公園施設の健全度を判定しました。

### ①管理類型

公園施設の健全度調査に先立ち、予備調査として公園施設ごとに目標とすべき維持管理水準を意識しながら、指針（案）にしたがって公園施設を予防保全型管理施設と事後保全型管理施設に分類しました。

| 管理類型  | 管理方法   |
|-------|--|
| 予防保全型 | 日常的な維持管理に加え、現地調査により把握した健全度判定に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として、日常点検や定期点検を活用し、計画的な修繕（改築）を行うもの。 |
| 事後保全型 | 日常的な維持管理により、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で修繕（改築）を行うもの。   |

### ②判定基準

公園施設の健全度の判定は、指針（案）により4段階判定となっています。

| ランク | 総合評価の考え方  |
|-----|---|
| A   | 修繕の必要が無く、通常点検で管理するもの。   |
| B   | 修繕の必要は無いが、通常点検のほか定期的な観察が必要なもの。または、当面は軽微な維持管理の中で対応していくもの。                          |
| C   | 重大な事故に繋がらないが、部分的な修繕により利用可能なもの。  |
| D   | 重大な事故に繋がる恐れがあり、緊急な修繕（更新、改築）が必要とされるもの。または、施設使用の中止措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕（更新、改築）が必要なもの。 |

### ③健全度判定結果

現地調査を踏まえ、各公園施設の健全度を判定した結果は下表のとおりです。

| ランク | 一般施設 | 遊具  | 土木構造物 | 建築物 | その他 |
|-----|------|-----|-------|-----|-----|
| A   | 19   | 1   | 3     | 2   |     |
| B   | 386  | 46  | 100   | 13  | 1   |
| C   | 237  | 61  | 4     | 7   |     |
| D   | 1    | 1   |       |     |     |
| 計   | 643  | 109 | 107   | 22  | 1   |

※) Dランクの施設については、既に利用停止としている。

### ④調査結果の概要

点検施設総数643施設の内、総合判定で「C」、「D」と評価されたものが238施設になり、約37%の施設が早急な修繕・改築を必要としています。特に一般施設及び遊具など、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性がある施設の劣化が進んでいます。

清掃等日常の維持管理は適切に実施されておりますが、個々の公園施設では老朽化が見られます。これらの施設は、適切な点検に基づく修繕（改築）を実施し、長寿命化を図ることで、これからも安全に利用することが可能となります。

## 6. 日常的な維持管理に関する基本方針

### ①施設の種別に応じた点検の頻度と実施体制

日常点検は、町担当職員（又は町が委託する業者）が、巡回時において月1回程度の頻度で適宜実施します。

ただし、遊具施設については、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから、各施設の状況（経過年数、劣化状況など）を考慮し、日常点検の回数を増やすなど、その確認にあたります。

定期点検は、本格的な公園利用開始時期に向け、利用者の増加に備えた施設の安全確保として、4月～5月を目途に実施します。遊具施設は、各施設の状況にあわせて年1回程度の頻度とし、それ以外の施設については5年に1回程度の頻度とします。

### ②点検方法等の基本的な方針

日常点検は主に目視により施設の異常の有無を確認します。

定期点検は、目視、触診、聴診、打診、揺診、器具による測定等により、劣化状況の判定を行います。

点検により異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止等の措置を行ったうえで、修繕方法等について検討し、適切な対策を講じます。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設について、計画的に消耗部品の交換や塗装等の修繕を行い、劣化・損傷による事故を未然に防ぐとともに施設の長寿命化を図ります。

また、これまでの事後保全型管理から予防保全型管理に転換することにより、公園施設の長寿命化及び修繕、撤去・更新にかかる費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減と各年度にかかる費用の平準化を図ります。

### ＜ 基本方針 ＞

- 1) 公園利用者が安心できる安全で快適な都市公園機能の確保及びバリアフリー化を推進します。
- 2) 円滑な維持管理が可能となる中・長期的な将来を見越した計画とします。
- 3) 適切な点検・維持による「予防保全型管理」により、施設機能の向上や保持、さらにはライフサイクルコストの縮減と各年度にかかる修繕、撤去・更新費用の平準化を図ります。
- 4) 公園の利用状況や施設全体の劣化割合などを総合的に勘案し、公園の改築形態を「全面改築」と「施設個別改築」に大別し、改築計画を進めます。
- 5) 幅広い世代の町民が集い、地域のコミュニティ形成を促すことのできる公園として、長期的な展望をもった修繕・改築計画とします。

## 8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

対象公園20公園について、長寿命化対策を実施することにより、単年度あたり約4千6百万円のコスト縮減が図れ、10年間で約4億6千万円のライフサイクルコストが縮減されます。

また、各年度にかかる修繕・更新等の費用の平準化が図られるほか、計画的な管理によって施設が健全な状態に保たれることで、公園利用者の安全性や快適性が向上します。